

時間外労働  
休日労働 に関する協定届

労働者番号	42 1 05 020108 000
法人番号	6 3 1 0 0 0 5 0 0 4 4 3 0

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)		協定の有効期間		
教育・学習支援業		鎮西学院大学		(〒854 - 0082) 長崎県諫早市西栄田町 1212 番地 1 (電話番号: 0957-26-1234)		令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで		
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)
		延長することができる時間数						起算日 (年月日) R5年4月1日
		法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数
		図書館延長開館、情報処理検定対策	司書、職員	3人	2時間	45時間	360時間	
		学生の送迎	運行職員	3人	2時間	45時間	360時間	
	② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	予算・決算、年末調整、年度末業務、来日留学生の送迎、学生のトラブル等の対応	上記以外の事務職員 (会計課、総務課、学生係 教務係、入試広報課 留学生センター 大村サテライトキャンパス)	28人	4時間	42時間	320時間	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
	オープンキャンパス等学校行事のため		教職員	73人			2日/月	8:30~17:00

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和5年 3月 29日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名  
氏名

教務課長補佐  
副島京子

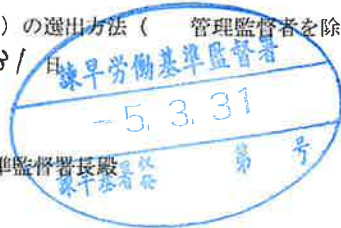


協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (管理監督者を除く教職員の中からメールによる選挙)

提出年月日 令和5年 3月 31日

職名  
使用者 氏名

学長 姜 尚中



諫早労働基準監督署長殿

様式第9号 (第16条第1項関係)

時間外労働  
休日労働に関する協定届

労働者番号	42 1 05 020108 000
法人番号	6310005004430

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)			協定の有効期間	
教育・学習支援		鎮西学院高等学校		(〒854 - 0082) 長崎県諫早市西栄田町 1212 番地 1 (電話番号 : 0957-25-1234)			令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数			1年(①については360時間まで、②については320時間まで) 起算日 (年月日) R5年4月1日
					1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	法定労働時間を超える時間数	
① 下記②に該当しない労働者	学校行事及び準備、生徒が起こしたトラブル等の対応のため	教職員	68人		2		45	360
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者								
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
	各行事イベント開催のため	教職員	68人	土曜日、日曜日、祝日他		2日/月		8:00~16:20

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和5年 3月 29日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

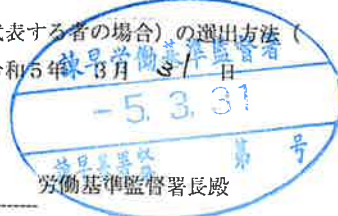
職名  
氏名

教諭 濱田 紘 寿



協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法( 選挙 )

提出年月日 令和5年 3月 31日



使用者

職名  
氏名

校長 川崎 健



諫 早

労働基準監督署長殿

時間外労働  
休日労働に関する協定届

労働保険番号	42 1 05 020108 000
法人番号	6 3 1 0 0 0 5 0 0 4 4 3 0

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)				協定の有効期間				
教育・学習支援業		鎮西学院幼稚園		〒854 - 0082 長崎県諫早市西栄田町 1212 番地 1 (電話番号 : 0957-25-1231)				令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで				
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数				1年(①については360時間まで、②については320時間まで) 起算日 (年月日) R5年4月1日		
						1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数		法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数
						法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)		法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	学園行事及びその準備等のため	教職員	12人	2時間	45時間	360時間						
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻			
	運動会、各イベント行事		教職員	12人			2日/月		8:00~16:35			

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和 5年 3月 31 日

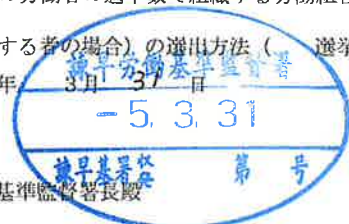
協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 主任 荒木 智子



協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(選挙)

提出日 令和 5年 3月 31 日



使用者 職名 園長 原田 裕子

